

沖縄県警察官等の服制に関する訓令

(昭和53年6月8日沖縄県警察本部訓令第13号)

改正 前略・・・成30年3訓令第11

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 服装等（第4条―第9条）
- 第3章 制服及び活動服の着用区分（第10条）
- 第4章 服装等の一部省略（第11条―第16条）
- 第5章 特殊の被服等（第17条―第26条）
- 第6章 装備品及び特殊被服の着装（第27条）
- 第7章 私服の着用（第28条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 沖縄県警察における警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）の服制については、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）、交通巡視員の服制に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第7号。以下「巡視員規則」という。）、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成2年警察庁告示第1号。以下「交通取締告示」という。）、警備出動に従事する警察官等の服制（平成27年警察庁告示第2号。以下「警備出動告示」という。）その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(服装の斉一)

第2条 警察官等は、常に服装を清潔、端正に保ち、制服及び特殊の被服を着用する場合は、その斉一を期するように努めなければならない。

(装備品の制式)

第3条 警察官等に貸与する装備品の制式は、規則第2条、巡視員規則第1条、交通取締告示第1条及び警備出動告示第1条に規定するもののほか、別表第1のとおりとする。

第2章 服装等

(服装等)

第4条 警察官等は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、並びに帯革、警笛、階級章（交通巡視員にあつては交通巡視員章）及び識別章を着装するほか、警察官にあつては手錠を着装しなければならない。ただし、次条から第8条まで及び第4章に規定する場合は、この限りでない。

2 女性警察官及び女性交通巡視員（以下「女性警察官等」という。）は、スカート又はズボンを着用することができるほか、状況により、ショルダーバッグを携帯することができる。

3 靴は、黒短靴を着用し、長靴は、教練、警備実施その他所属長が必要と認めたときに着用するものとする。ただし、降雨のときは、黒色ゴム長靴を着用することができる。

4 警察官は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）及び警察

官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）で定めるところにより、けん銃及び警棒を着装しなければならない。

（活動服等の着用等）

第4条の2 警察官等は、第10条第2項から第4項までの規定により、制服上衣、制帽、制服用ワイシャツ又はネクタイに代えて活動服、活動帽、白色のワイシャツ又は活動ネクタイを着用することができる。

2 制服上衣（夏服上衣を除く。）、ベスト又は活動服（以下「制服上衣等」という。）については、状況により着用しないことができる。

（防寒服）

第5条 防寒服は、寒冷のとき室外において着用するものとする。ただし、所属長が特に必要と認めた場合は、室内でも着用することができる。

2 警察官等の防寒服は、第一種防寒服及び第二種防寒服とする。

（雨衣及び帽子雨覆い）

第6条 雨衣及び帽子雨覆いは、降雨のとき室外において着用するものとする。ただし、頭きんについては、状況により用いないことができる。

2 警察官等の雨衣は、第一種雨衣とする。

3 雨衣の色は、警察官にあつては紺色又は白色とし、交通巡視員にあつては白色とする。ただし、頭きんについては、無色透明とする。

（手袋）

第7条 白手袋は、次の各号のいずれかに該当する場合に着用するものとする。

- （1） 儀式、祭典その他儀礼的な場合
- （2） 交通整理に従事する場合
- （3） その他所属長が必要と認めた場合

2 防寒用の手袋は、不体裁にならない限り適宜のものを着用することができる。

（あごひも）

第8条 あごひもは、部隊行動中指揮官が命じた場合又は特に必要があると認めるときに用いるものとする。

（着用期間）

第9条 規則第3条及び巡視員規則第3条の規定に基づく警察官等の被服の着用期間は、次の表のとおりとする。ただし、警察本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

品 目	着用期間
冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、冬ワイシャツ、冬ネクタイ及び冬活動ネクタイ	12月1日から翌年3月31日まで
合服、合活動服、合帽子、合活動帽子、合ワイシャツ、合ネクタイ及び合活動ネクタイ	4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで
夏服、夏帽子及び夏活動帽子	6月1日から9月30日まで

第3章 制服及び活動服の着用区分

(制服及び活動服)

第10条 警察官は、次に掲げる活動その他専ら国民に接して行う活動に従事する場合は、制服、制帽及びネクタイを着用するものとする。

- (1) 交通安全教育その他各種講習に係る業務
- (2) 受付業務
- (3) 儀式
- (4) 点検、教練、学校教養（けん銃訓練を除く。）

2 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服、活動帽又は活動ネクタイ（以下「活動服等」という。）を着用することができる。

- (1) 宿日直勤務に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (10) 災害警備実施に従事するとき。
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事する場合であつて、活動服等を着用することが適当であると所属長が認めたとき。

3 冬服及び合服の着用期間において、制服上衣若しくは活動服を着用して勤務するとき又は室内で勤務するとき（交番、駐在所等で公衆の面前において勤務するときを除く。以下同じ。）には、制服用ワイシャツに代えて白色ワイシャツ（無地のものに限る。）を着用することができる。

4 警察官が警衛・警護に従事する場合における活動服等の着用については、別に定めるところによる。

第4章 服装等の一部省略

(制帽及び活動帽)

第11条 警察官は、室内で勤務するとき及び警察本部長が定めるヘルメットを着用するときは、制帽又は活動帽を着用しないことができる。

(帯革、手錠等)

第12条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、帯革又は手錠を着装しないことができる。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
- (3) 儀式に出席するとき。
- (4) 音楽隊員が演奏に従事するとき。
- (5) 看守勤務の警察官が留置施設において勤務するとき。
- (6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、帯革又は手錠を着装する必要がないと所属長が認めたとき。

2 拳銃又は警棒を着装しないときは、帯革本帯から拳銃入れ又は警棒つりを取り外すものとする。

(警笛)

第13条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、警笛を携帯しないことができる。

- (1) 警部以上の階級の警察官で勤務上必要のないとき。
- (2) その他所属長が必要がないと認めたとき。

(けん銃つりひも)

第14条 けん銃を携帯しない場合は、けん銃つりひもを着装しないものとする。ただし、一時的にけん銃を取り外すときは、この限りでない。

(識別章)

第14条の2 警察官等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、識別章を着用しないことができる。

- (1) 名札を着用しているとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 治安警備実施に従事するとき。

2 警察官は、暴力団の事務所を捜索する場合であつて識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合その他の識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。

(ショルダーバッグ)

第15条 女性警察官等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ショルダーバッグを携帯しないものとする。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 災害の発生に際し、作業に従事するとき。
- (3) その他所属長が携帯させる必要がないと認めたとき。

(制服上衣等)

第16条 警察官等は、室内で勤務するとき又は各種作業若しくは講学等に従事するときは、不体裁にならない範囲で制服上衣等を脱することができる。ただし、所属長が着用を指示したときは、この限りでない。

第5章 特殊の被服等

(特殊被服の服制)

第17条 特殊被服の服制は、別表第2のとおりとする。

(交通機動隊員等の被服等)

第18条 交通機動隊の警察官その他の交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官（以下「交通機動隊員等」という。）は、交通乗車服、乗車用ヘルメット、ワイシャツ、ネクタイ及び乗車靴を着用（自動二輪車である交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官にあつては、マフラーも着用）し、帯革、警笛つりひも、白色警笛及び交通腕章を着装するものとする。ただし、必要があるときは、雨衣、乗車用手袋、白色（夜光）手袋、防じん眼鏡、腹帯、交通かばん及び夜光チョッキ又は夜光ショルダーベルトを着用又は着装することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、交通機動隊員等は、交通乗車服の夏服を着用するときは、マフラー、ワイシャツ、ネクタイを着用しないものとする。
- 3 交通機動隊員等は、本部長が必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、乗車用ヘルメット

ト、マフラー、ワイシャツ及びネクタイを着用しないことができる。

(交通係員の服装)

第19条 交通部門に従事する警察官(交通機動隊員を除く。以下「交通係員」という。)が交通整理、交通の指導取締り及び交通事故の処理に従事する場合の服装は、制服、制帽及び短靴を着用するほか、交通腕章、帯革、白色(夜光)帽子覆い、白色(夜光)あごひも、警笛つりひも及び白色警笛を着装するものとする。ただし、必要があるときは、乗車用ヘルメット及び白色雨衣を着用し、そでカバー、半脚半、夜光チョッキ又は夜光ショルダーベルトを着装することができる。

2 前条及び前項に掲げる勤務員以外の警察官等が交通整理、交通の指導取締り、交通事故の処理及び車両検問に従事する場合は、交通係員の服装の全部又は一部を用いることができる。

(交通機動隊員等及び交通係員の服装の準用)

第20条 交通機動隊員等及び交通係員の服装については、第8条から第13条までの規定を準用する。

(航空隊員の服装)

第20条の2 航空業務に従事する警察官は、航空服、航空帽及び航空靴を着用するほか、必要がある場合は、航空ヘルメット、航空マフラー、航空手袋及び整備服を着用することができる。

(現場鑑識作業員の服装)

第20条の3 現場鑑識に従事する警察官は、現場鑑識活動服、現場鑑識活動帽及び現場鑑識靴を着用することができる。

(乗車用ヘルメット)

第21条 警察官等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乗車用ヘルメットを着用することができる。

- (1) 制服警察官等が乗車勤務するとき。
- (2) 私服勤務員が乗車勤務する場合で乗車用ヘルメットを着用する必要があると認めるとき。
- (3) その他所属長が必要と認めたとき。

(防暑帽)

第22条 警察官等は、夏服着用期間において次の各号のいずれかに該当する場合は、制帽に代えて防暑帽を着用することができる。

- (1) 交通整理及び交通取締りに専従するとき。
- (2) 海水浴場等の警戒警備に従事するとき。
- (3) その他所属長が必要と認めたとき。

(特殊警棒)

第23条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特殊警棒を携帯することができる。

- (1) 私服勤務に従事する場合で携帯の必要があると認めるとき。
- (2) その他所属長が必要と認めたとき。

(出動服等)

第24条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合は、出動服、略帽、ヘルメット(鉄帽及びヘルメットライナーを含む。)、防護衣、水筒及び警じょうの全部又は一部を用いることができる。

- (1) 治安警備に従事するとき。
- (2) 災害警備に従事するとき。
- (3) 警備実施訓練に従事するとき。
- (4) その他所属長が必要と認めたとき。

2 前項における帯革及び警棒の着装は、その都度所属長が定めるものとする。

(作業服等)

第25条 警察官等は、勤務の性質等により必要がある場合は、作業服及び作業帽を着用することができる。

(礼装)

第26条 警察官の礼装は、礼服を着用するものとする。ただし、制服（制服用ワイシャツ、ネクタイ、靴及び制帽を含み、活動服は除く。）に、礼装の礼肩章、飾緒及び白手袋を着用（以下「略礼装」という。）して礼装に代えることができる。

2 女性警察官の礼服の制式は、略礼装とする。

3 警察官は、次の各号に掲げる場合は、礼装をするものとする。ただし、本部長が必要ないと認めたときは、この限りでない。

(1) 表彰式等公式の儀式に出席する場合

(2) 外国の文武官を公式に訪問又は接受する場合

(3) 前各号に掲げる場合のほか、本部長が儀礼上必要があると認めた場合

第6章 装備品及び特殊被服の着装

(装備品及び特殊被服等の着用及び着装要領)

第27条 装備品及び特殊被服等の着用及び着装の要領は、別表第3のとおりとする。

第7章 私服の着用

(私服の着用)

第28条 警察官が規則第8条の規定により私服を着用することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 警察本部においては、総務課、生活安全企画課、子供・女性安全対策課、少年課、生活保安課、サイバー犯罪対策課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策課、警備第一課、警備第二課及び外事課に勤務する警察官。ただし、内勤事務に従事する警察官を除く。

(2) 警察署においては、生活安全課、少年課、刑事課、刑事第一課、刑事第二課、刑事第三課、組織犯罪対策課、生活安全・刑事課及び警備課に勤務する警察官。ただし、内勤事務に従事する警察官を除く。

2 前項に定める以外の警察官で勤務の性質その他の理由により必要があるときは、所属長の承認を受けて私服を着用することができる。